

盛岡広域振興局長告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年4月30日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字中屋敷4番1、10番1、10番2、10番3、10番5、25番8、25番15、25番16、25番17、28番1、28番2、28番3、28番5、28番6、29番1、29番2、29番3、29番7、39番1、39番7、39番10、39番20、39番21、40番1、40番2、41番1、41番3、42番1及び42番2並びに字田頭68番3及び68番5並びにこれらの区域に介在する道路及び水路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字田頭43番4、56番1、56番11、65番2、132番1、134番1、135番1、136番、137番及び147番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社薬王堂